

固定資産課税台帳登録価格（土地）の誤りによる不動産取得税の課税誤り
について

1 概要

亙理町において、令和3年度及び令和4年度に新規画地条件を取得した土地（分合筆等により奥行、間口、街路状況等に変更があった土地）に係る固定資産課税台帳登録価格（以下「評価額」という。）及び課税標準額等が正しく計算されていなかったことが判明した。

県で課税する不動産取得税は、評価額を基に算出するものであり、不動産取得税でも一部が過大であったことから、訂正を行うもの。

- 対象 令和4年1月から7月までに登記した土地
（仙台南県税事務所において令和4年8月から11月までに課税）
- 件数 16件
- 過大額 108,400円（最大18,000円）

2 今後の対応

- 誤って課税した方に対しお詫びの文書を送付し、課税を取消した上で、正しい税額の納税通知書を送付する。
- 正しい税額と既に納付された税額の差額分を還付する。

3 再発防止策

- 市町村との連絡を密にし、評価額等の誤りがあった場合は早期の対処を図るとともに、改めて数値等の確認を徹底し、誤賦課防止に努める。

<参考>

- 不動産取得税
 - ・土地や家屋を売買や新築等により取得した場合に課税される税金
 - ・税額の計算方法は、評価額×1/2（宅地の場合）×税率（3%（土地，住宅）または4%（住宅以外の家屋））
 - ・令和3年度決算額 64億8,200万円 課税件数 27,615件